

社会福祉法人ヴィ・リール理事、監事の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヴィ・リールの理事、監事の報酬、慶弔金及び法人業務に携わったときの諸経費に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事、監事が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。ただし、法人より給与の支払いを受けている者については適用しない。

- 1 日 3,094円
- 2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、法人の業績と当該理事、監事の役割、職務内容などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬は、その都度現金にて支払う。

(出張旅費)

第4条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、その他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃等（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、付随する税及びサービス料とし、1泊10,000円までの範囲で、出張中の宿泊数に応じて、実費を支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり3,094円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費、参加費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費の仮受け)

第5条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第6条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

(弔慰金)

第7条 理事、監事が死亡したときは、相続人に弔慰金として10,000円を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第8条 理事、監事の親族（配偶者、父母、子）が死亡したときは、香華料として5,000円を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(改正)

第9条 この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人ヴィ・リール評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成29年4月1日より施行する。